

規程第4号

社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定により、役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 部会部員
- (4) 委員会委員

(報酬)

第3条 報酬は、本会会長及び副会長が決裁等法人の運営のために勤務した場合に支給するものとし、その額は日額9,800円とする。ただし、その勤務が1日に満たない場合は、2分の1の額とする。

2 前項に規定する額は、勤務日数にかかわらず、会長は月額20,000円、副会長は月額10,000円を上限とする。

3 報酬は、毎月1回、翌月の10日払いとする。ただし、支払日が休日の場合、又は土曜日の場合は前日に繰り上げて支払う。

4 報酬は、通貨で直接その金額を支払う。ただし、源泉所得税はこれを控除して支払う。なお、本人の同意を得た場合には、指定する銀行等の本人の預金口座等への振込によることができる。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、役員等が理事会、評議員会、監査会、部会及び委員会等に出席した場合に支給する。

2 費用弁償の額は、別表の定額とする。

(役員等以外の者に対する費用弁償)

第5条 役員等以外の者が、本会の依頼又は要求により会務を掌理した場合は、その者に対して前条に準じ費用を弁償することができる。

(委 任)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 平成29年6月1日一部改正
- 4 平成30年3月1日一部改正
- 5 令和2年4月1日一部改正

別 表

区 分	費用弁償（月額）
理事・監事	1,000円
評議員	1,000円
部会部員・委員会委員	1,000円